

R E I M E I

黎明

～一般社団法人 日本PVプランナー協会会報誌～ Vol.6 春号



表紙写真提供
(有) ヤマト運送
エナジー・ソリューションズ(株)

Contents

- 特集／改正FIT法のポイント
- 協会ホームページが新しくなりました
研修レポート／ガス自由化直前セミナー
- 地区会レポート／西日本合同、東日本合同
- 会員企業訪問／(株)ワールド21オガワ店
(株)やね清
- PVネットワーク／
(一社)日本太陽エネルギー学会
- 太陽光プロダクトニュース／
(株)ディンプレックス・ジャパンのヒートポンプ

改正FIT法が施行されました

一般社団法人日本PVプランナー協会 理事長 林 浩司

平素は当協会に対し、ご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

平成29年度が始まり、改正FIT法が施行されました。

会員の皆様におかれましては、既存の発電事業者様はもちろん、新しく発電所を運転開始しようとしている方へも、この改正内容をご説明されていることと思います。

事業計画認定へ移行し、2012年7月以降の設備認定分まで事業計画を提出しなくてはなりません。また、保守点検お



よび維持管理をすること、適切な発電所への侵入防止処置を講ずることや、発電事業者等がわかるように標識を掲示すること、そして発電事業に関する情報を経済産業大臣に提供することなどが含まれます。

このような変更により、多くの太陽光発電所が運転開始され、そして、発電所が長期間にわたり、安全で確実な運用がされていくようになっていけば、当協会のミッションの実現に近づいていきます。

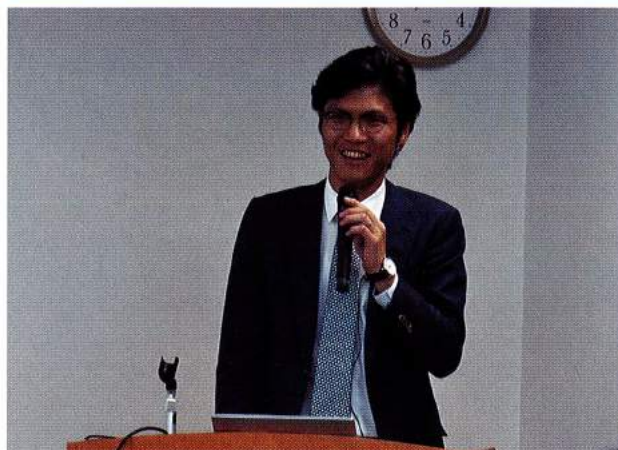
わたしたちのもっている正しい知識と技術を、発電事業者様へ届けていきたいと思います。

太陽光発電の健全な普及・発展のために頑張っております。

改正FIT法のポイント

設備認定から計画認定へ

3月10日 西日本合同地区会・3月17日 東日本合同地区会



森・濱田松本法律事務所
弁護士 市村拓斗氏

森・濱田松本法律事務所の市村でございます。私は2011年、経済産業省新エネルギー対策課（現新エネルギー課）に出向しておりました。FIT法の制度設計にたずさわっていました。その後、電力・ガス事業部において電力自由化・発送電の分離などの法律作りに関わっておりました。

本日は改正FIT法について、こういった背景があって改正されたのか、どういう考えに基づいてこうなっているかなど、なるべくわかりやすくお話させていただきます。本日お話しをさせていただく内容は以下のとおりです。

1. FIT法の改正の目的と全体像
2. 押さえておくべき改正FIT法5つの重要ポイント
- ①設備認定から計画認定へ
- ②求められる認定取得後の計画遵守
- ③既存の設備認定案件も計画認定へ
- ④入札制度の導入
- ⑤送配電事業者買取へ

1.FIT法の改正の目的と全体像

この改正の目的は再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立で、施行日は一部を除き2017年4月1日であります。実現可能性の確認や発電事業計画の審査、施行日までには接続契約の締結

が済んでいなければ認定が失効となるなど、適切な事業実施を確保する仕組みが定められています。未稼働案件をどう処理していくかが一つの重要な課題となっています。

5つの重要ポイントをそれぞれみてみましょう。

2.押さえておくべき改正FIT法 5つの重要ポイント

①設備認定から計画認定へ

従来は設備を認定していましたが、改正FIT法では事業計画を認定します。ここが改正FIT法の大きなポイントです。

事業計画は、

- ・「事業内容の適切性」
- ・「事業実施の確実性」
- ・「設備の適切性」

といった観点から審査されます。

また、「事業計画策定ガイドライン」に基づく「再生エネルギー発電事業計画」の提出が求められます。これは各社独自に準備するものではなく、認定申請書第1表に必要事項を記載し、遵守事項を遵守する旨のチェックボックスにチェックを入れるものです。「事業計画策定ガイドライン」は細かな遵守事項と推奨事項が書かれており、適切な事業計画策定の指針となります。遵守事項は（～すること）と書かれています。推奨事項は（～するように努めること）と書かれており、遵守事項はこれに違反すると認定の取消しになる場合があるので気を付けてください。

「事業内容の適切性」とは、保守点検や維持管理の策定や実施、実施内容の保管がなされていることを意味します。保守点検・維持管理を実施する体制の構築も必要です。

さらに事故・運転停止・発電量の低下等の事態が発生した時の対応方針を関係者間で事前に定めておく、またそれができる体制の構築も求められています。たとえば、自然災害等により破損した太陽電池モジ

ジュール等を廃棄する場合の対応、といったものです。

さて、これらは何を参考として作成すればいいのかという事業計画ガイドライン上、「民間団体が定めるガイドライン」と同等、あるいはそれ以上であることが推奨されています。そのため、「民間団体が定めるガイドライン」を参考とすることが原則として求められます。ガイドラインの例として（一社）日本電機工業会・（一社）太陽光発電協会の「太陽光発電システムの保守点検ガイドライン」が挙げられています。また故障後3か月以内をめどとして修理を可能な体制にすることが求められます。

さらに、運転開始期限が設けられたので注意が必要です。認定取得日から一定期間内に運転を開始しなければいけません。10kW以上の太陽光発電は3年以内、10kW未満の太陽光発電は1年以内です。系統事由など個別の事情は一切考慮されません。制度の考え方としては運転開始ができなかった場合5年後、あるいは7年後にもう一度認定をとってパネルの価格も下がっていることでしょうか、その時の売電価格で事業をしてください、ということです。

標識・柵の設置も義務付けられました。20kW以上の太陽光については縦25cm×横35cm以上の標識（保守管理責任者、発電所名や所在地、連絡先などが記されたもの）を掲示しなければいけません。事故等が起きた時にすみやかに連絡をとることができるようにするためです。また低圧の太陽光発電所においても高圧同等の立入防止用柵を設ける等の措置が必要となりました。

分割禁止の要件も厳格になりました。申請日の1年前まで遡って同一の所有者の場合も分割禁止の対象となります。

廃棄費用の適切な計上など、廃止の際の発電設備の取り扱いに関する計画の適切性も重要です。

「事業実施の確実性」の要件として一番に挙げられるのは「送配電事業者から接続契約を締結していること」、「土地の確保」です。工事費負担金は原則として接続契約の締結から1か月以内に支払うことが求められます。

②求められる認定取得後の計画遵守

認定計画の遵守を担保するしくみです。認定の取得後においても、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画の遵守が求められます。新たに経済産業大臣による「指導および助言」「改善命令」制度が創設されました。「認定取消」もあり得ます。

地域への情報提供の目的で認定計画の一部が資源



エネルギー庁のホームページで公表されることになりました。また、認定事業者の変更について変更認定申請が必要となるなど、各種変更も以前よりチェックが厳しくなっています。

③既存の設備認定案件も計画認定へ

既存認定案件も計画認定へ移行します。みなし認定の対象とならないと失効します。みなし認定の重要な要件は今年の3月31日までに送配電事業者と接続契約の締結がされていることです。接続契約の大きな要件は、送配電業者による連系承認と工事費負担金の負担に関する書類の受領です。

さらに、みなし認定を受けた日（2017年4月1日以降）から6か月以内に事業計画に相当する書類を提出する必要があります（10kW未満も2012年7月FIT法以降の認定案件は対象になります）。提出が求められる事業計画および添付書類については「なっとく！再生可能エネルギー」のHPに掲載されています。

事業計画を提出した場合、資源エネルギー庁から、当該計画の確認ができたことについてメールでの通知がされます。その通知後でないと、当該事業計画の変更（認定・届出ともに）ができません。事業計画に相当する書類は、インターネットにより提出することが可能です。

④入札制度の導入

大規模な事業用太陽光発電設備に限って入札制度が取り入れられました。

⑤送配電事業者買取へ

送配電事業者が買取主体となり、送配電事業者は卸電力取引所等を通じて小売電気事業者に供給します。施行日以降に特定契約を締結する案件が対象です。

ご清聴ありがとうございました。

協会ホームページが新しくなりました！

地区会セミナーの 映像が視聴できます

協会ホームページをリニューアルしました。これまで以上に、協会の活動や地区会情報をわかりやすくお届けできるようになります。

今回のリニューアルの大きな目玉は、簡単なパスワード入力で、地区会セミナーの映像視聴とテキストの閲覧・ダウンロードをいただける協会員様専用ページを設けたところ（従来の資料サイトは終了いたしました）。今後はお忙しくて参加できなかったり、遠方のため参加が難しかった地区会セミナーの映像やテキスト資料をホームページから後日ご覧いただけます。ただし、セミナー映像をホームページからご覧いただけるのは、映像公開後1か月間の期限がございますのでご了解ください。その後の視聴につきましては



事務局にご相談ください。またテキスト情報は一年間アーカイブされますので、ぜひご利用ください。

協会員一覧ページに掲載する協会員様企業の会社ロゴや写真を募集中です。ご協力をお願いします。

一般社団法人日本PVプランナー協会
ホームページ <http://pv-planner.jp/>

研修レポート

2017年3月4日 新横浜会場開催
ガス自由化直前セミナー

動き始めた！今年の電力・ ガス自由化～ZEH

ガス自由化とは、都市ガスの自由化（ガス需要の約48%）であり、プロパンガスは含まれません（家庭用の都市ガスの市場規模は2.4兆円（電力は8兆円））。昨年の電力自由化により消費者は大きく考え方を変えてきています。住宅ローン・光熱費・通信費等、家庭での毎月必ずある支払いが生涯ローンとみなし、それをどのように組合せる（バンドリング）ことで何が得になるかがポイ



ントになり、契約の切り替え（スイッチング）が行われています。今年はそこに都市ガスが光熱費の選択肢として加わり、さらにスイッチングが加速されると思われます。

また、現在、政府が進めているZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）も無関係ではありません。住宅断熱性能や設備性能を高め、1次エネルギー消費を減らすことでエネルギー消費を減らし、太陽光発電などでエネルギーを作る、すなわち光熱費の削減であり、それが生涯ローンの考え方につながっていくからです。

今回はこのようなテーマにのっとり、当協会専務理事である舟山大器（舟山コンサルティンググループ代表取締役）に3時間かけ詳細にそして熱く語っていただきました。

地区会レポート

新大阪編 (2017年3月10日開催)

入って安心! 発電・施工 トラブルを保険が守る

—西日本合同地区会—

①市村弁護士による「改正FIT法について」(特集参照)を中心に、関連性のあるテーマでセミナーを開催し、70名近くが参加しました。

②「太陽光発電所を取り巻くリスクと対応する保険」では(株)インシュアランスサービス山本氏に講師をお願いし、保険適用事例の現場写真とともに実際の支払い金額や支払い不可となった事例などをご紹介いただきました。また発電事業者が入る

(株)インシュアランスサービス
山本氏の講演



会場は多くの参加者で
埋め尽くされた

べき保険、施工業者が入るべき保険の種類や違いの説明を受けるとともに、当協会の団体保険の適用についてご説明いただきました。

③「太陽光発電メンテナンス：低圧パックの商品説明」を当協会と提携している新エネルギーサポーターの運営会社である(株)エナジービジョンの奥山氏にご説明いただきました。

保守点検が改正FIT法で義務化される中で、地域密着だからこそ高品質・低予算での低圧太陽光発電のメンテナンスが可能となります。一方で遠方の対応が困難になってきますが、新エネルギーサポーターの全国網を活用し、遠方のお客様(発電事業者)を離すことなくメンテナンス対応が可能となる仕組みやメンテナンス以外の工事案件を現場から報告・指示を義務化することで、お客様との販路を継続できるようになっています。

東京編 (2017年3月17日開催)

電力抑制を回避する蓄電池 システムと太陽光発電

—東日本合同地区会—

①市村弁護士による「改正FIT法について」(特集参照)を中心にセミナーを開催し、参加者が70名を越え、会員の関心の高さが感じられました。

②九州電力管内における電力抑制対応の蓄電池システム

(株)エネマンの三尾氏より、九州電力管内における電力抑制対策の蓄電池システムの実証例(太陽

(株)エネマン三尾氏の講演



光発電1,2MW+蓄電池6,4MWh)を現場の施工状況を交え説明いただきました。

電力抑制の働く昼間の発電分は蓄電池に充電し、夜間売電することで太陽光発電設備の新規設置を可能としています。

これは2014年の九電ショックを受け経産省が用意した補正予算「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金」により蓄電池メーカーが新規開発したシステムであり、今後応用され、広がりをみせるシステムだといえます。

③「太陽光発電メンテナンス：低圧パックの商品説明」を当協会と提携している新エネルギーサポーターの運営会社である(株)エナジービジョンの奥山氏にご説明いただきました。



(株)エナジービジョン奥山氏の講演

お客様により心豊かで 快適な生活を

㈱ワールド21オガワ店 (中国・四国エリア会員)

当社はパナソニック系列の家電販売店、いわゆるパナソニックのお店、街のでんき屋さんです。

地域密着型のお店でお客様との強い信頼関係を築きながら地道な商いをさせていただいています。一昔前は家電販売が主でしたが、現在はオール電化、太陽光発電、システムキッチンなどの設備システムの設置・工事、床や壁のリフォームなど、家に関するお困りごとに対応する、幅広いお仕事をさせていただいています。

私たちの強みは、困ったときにすぐに駆けつけてくれる安心感、買っていただいた商品のアフターフォローや点検サービスなどの面倒見のよさだと思います。

また、お客様にさまざまな情報を提供して、より心豊かで快適な生活をしていただくことが使命だと思っています。

これから生活環境がどのように変化していくのか、そのためにどういう支障が起きるのか、どう



すればその変化に対応できるのか、という事実をお伝えして、太陽光発電・創蓄システムの導入をお勧めすることでお客様のお役に立てると信じています。

そのためにはできるだけ早く正確な情報を得る必要があると思い、このたび日本PVプランナー協会に入会させていただきました。

知らないことばかりですのでしっかり学んでいきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

・会社概要・

社名：㈱ワールド21オガワ店
住所：岡山県倉敷市児島小川5-1-63
代表者：代表取締役 菅野雅次
創業：1973年4月
主な事業：家電品販売、設備システム販売、太陽光発電施工販売

2つの“しょく”を通じて 地域と共生する

㈱やね清 (中部エリア会員)

弊社は『清水瓦工事』として20年間、住宅における屋根工事をメインとした事業を行い、4年前の2013年に法人化、『株式会社やね清』とし新たなスタートを切りました。

現在は、【あなたの家のホームドクター】をポリシーに、工事完了がお付き合いの終わりと考えず、生涯を通じたよき住宅の相談者として、屋根・外壁の診断からリフォーム工事の提案、施工までを一貫して請け負っております。

今まで培ってきた屋根工事に関するスキルを元に、絶対に雨漏りさせない太陽光発電工事を目的の一つとして事業を行っています。そのような中、他の太陽光発電施工業者さんから日本瓦の屋根で雨漏りをさせてしまったとの相談を受け、瓦の特性をよく知っているからこそできる対応を致しました。

また弊社は「“しょく”を通じ地域と共生し豊かな暮らしを作る」を理念として掲げ、地域貢献活動にも尽力しています。

まず「食」に関わることとしては、環境保護に力を入れた農業事業を展開しており、地元肥料店と力を合せ、安心・安全なオーガニック栽培を行っています。農業のノウ



ハウのない弊社でしたが、勉強を重ね【土壌作り】から始めました。現時点で挑戦しているイチジク栽培も今年で3年目となり、今後は地域のママさん達に畑を貸し出し、食育や農業体験なども手がけていきたいと考えています。

次に「職」に関わることとして、地元中学校等のキャリア教育と関わり、次世代への職人文化の継承にも力を入れています。

将来的には、職人のための学校経営やすべての弊社事業を通じ、地元へのさらなる貢献を目指しております。

・会社概要・

社名：㈱やね清
住所：静岡県浜松市浜北区宮口244-3
代表者：代表取締役 清水克哉
創業：2013年10月
主な事業：住宅リフォーム、屋根工事、住宅用太陽光発電、農業事業など

PVネットワーク

“自然エネルギー”を 私たちは考え続けます



日本太陽エネルギー学会は1975年に設立され、太陽熱・太陽光など太陽エネルギーの直接利用をはじめ、ソーラーハウス、風力、バイオマスなど、各種自然エネルギーの基礎から応用までの開発・設計・施工・販売に関わる方が幅広く集まっている学術団体です。自然エネルギーに関心を寄せ、その知識・情報を得たい方、研究や実用化、普及活動に参加してみたい方の入会をお待ちしております。

■研究発表会

・研究成果発表、研究動向交流の場として各地で開催。



- ・発表者は会員より公募。
- ・多くの専門家に研究成果を問い、その場で、または後日直接意見を聞くことができます。
- ・随時関心の高いテーマを選んで、専門家から一般市民の方まで幅広い層を対象に開催しています。

■見学会

- ・関連施設や研究所等の見学会をおこなっています。



■会員の特典

- ・学会誌「太陽エネルギー」が無償で配布されます。
- ・研究発表会において発表ができます。
- ・研究発表会、セミナー、講演会、見学会等の行事に会員割引または無料で参加できます。
- ・学会発刊図書、講演論文集、各種テキスト類などの出版物が会員特価で購入できます。

・お問合せ先・

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-44-14
TEL: 03-3376-6015 FAX: 03-3376-6720
Mail: info@jses-solar.jp
HP: http://www.jses-solar.jp

省エネ・創エネを通じ、地球環境の維持向上に貢献

「ヒートポンプ」

(賛助会員)

(株)ディンプレックス・ジャパン

地中熱ヒートポンプの推進を主力に、自然界にある熱源を活用した涼房・暖房製品の開発と展開に取り組んでいます。

省エネから創エネへ、さらに必要以上に創ったエネルギーを蓄電池で蓄える蓄エネ、そしてエネルギー全体を管理し最適制御する仕組みを確立することで、エコロジーとエコノミーを同時に追求。ディンプレックス・ジャパンは、北海道初の本格的な再生可能エネルギー推進企業として、エンジニアリングから個別のシステム構築までをサポートし、豊かな暮らしと環境保全の両立に貢献します。

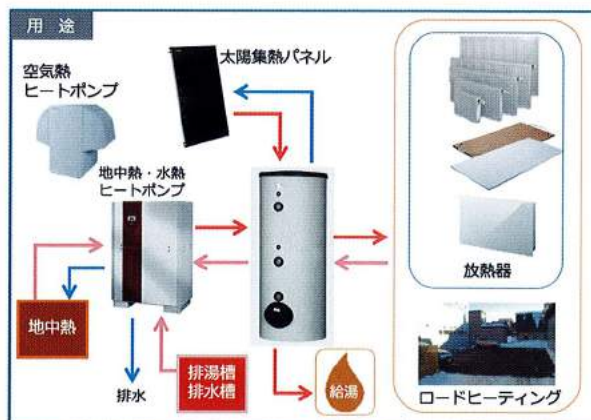
さまざまな自然エネルギーの活用で、環境保全に貢献するヒートポンプ

〔ヒートポンプの仕組み〕

空気熱や地中熱、排水熱など自然界に存在するエネルギーを冷媒ガスに取り込み、さらに圧縮することで発生する熱で温水をつくります。このと

き、圧縮機は消費電力の3～4倍のエネルギーを生み出し、効率の高さを発揮します。

太陽光
プロダクト
ニュース



・資料請求、お問合せ先・

(株)ディンプレックス・ジャパン

〒108-0073 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル
TEL: 03-6453-7242

一般社団法人 日本PVプランナー協会 理念

私たちは、PV プランナー・PV システムインテグレーターの育成をおこない、太陽光発電の健全な市場発展に努めます。

その為には

- 1、私たちは「地球環境問題」の解決に取り組みます。
- 1、「販売」は、コンプライアンスを遵守します。
- 1、「商材説明」は、お客様に正しい知識と情報を提供します。
- 1、「施工」は、安全を第一に考え、お客様の家屋を守りながら、適正な発電が行えるよう努力します。
- 1、「アフターサービス」は、お客様のニーズに応え、素早い対応を心がけます。

以上を行い、私たち・お客様・地球が共に繁栄する「豊かな未来創り」に貢献します。

エネルギーマネジメントアドバイザー資格認定講座のご案内

エネルギーマネジメントアドバイザー資格認定講座は当協会の認定制度です。これまでに全国で975名(4月4日現在)の方が、エネルギーマネジメントアドバイザーの資格を取得されています。当協会が主催する講座は毎年2回、6月と10月に開催しています。

今年も6月に協会主催の講座を開催予定です。認定試験は予め送られてくるテキストの事前学習と当日の講義から出題されます。

◎大阪開催 6月3日(土) 9:30~18:00

(会場:公益社団法人 国民會館)

◎東京開催 6月17日(土) 9:30~18:00

(会場:パナソニックエコソリューションズ創研(株)東京研修所)



大阪会場 2016年2月

詳細は協会ホームページ (<http://pv-planner.jp>)

およびEMAホームページ (<http://enemane.org>) でもご覧いただけます。

事務局だより

横浜といっても意外と広いもので、山下町やみなとみらいのような賑やかな繁華街とは別の顔も持っている。先日、事務局葭谷は、日頃の煩悩を捨て(?!) 自己の心と向かい合うべく、とある禅



寺が一般に向けて開催している泊まりがけの参禅会に出向いた。この禅宗の寺には多くの修行僧が内外から集まり、日夜修行に励んでおり、横浜市街地にありな

がら、異次元な時が刻まれている。夕刻、早朝、午前の3度座禅を組み、肩にありがたい警策をいただきながら、何も考えず時間を過ごすことの何と難しいことか…。浮かんでは消えていくさまざまな雑念たちよ…。

そんな中、修行僧が作る手間を惜しまぬ精進料理も堪能し、身も心も洗われる思いで帰宅したわけだが、早速、友人に感想を聞かれ、「イケメンの若いお坊さんたちに会えて楽しかったよ～」などと、ビール片手に答えているようでは、煩悩を捨てるところの話ではない。長年の不精進は一晚だけでは改善されるはずもないのである。 葭谷

お問い合わせは…



一般社団法人 日本PVプランナー協会

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-18

第2上野ビル715号室

TEL:045-594-8015/FAX:045-594-8016

Web <http://pv-planner.jp>

Mail otoiawase@pv-planner.jp

制作・編集:(株)電設出版